

対象外種目	95号告示第二十五号のイ
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に <u>歩行が困難な者</u> (二) <u>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</u>
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に <u>起きあがり</u> が困難な者 (二) 日常的に <u>寝返り</u> が困難な者
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に <u>寝返り</u> が困難な者
エ 認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) <u>意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者</u> (二) <u>移動において全介助を必要としない者</u>
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に <u>立ち上がり</u> が困難な者 (二) <u>移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</u> (三) <u>生活環境において段差の解消が必要と認められる者</u>
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) <u>排便が全介助を必要とする者</u> (二) <u>移乗が全介助を必要とする者</u>